

平成 22 年 5 月 20 日  
社団法人 投資信託協会

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正について

1. 改正の目的

適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人について、主要投資対象である不動産の流動性や価格変動性を踏まえ、追加発行及び払戻しに用いる基準価額として、当該投資法人の決算時の基準価額を用いることを可能とするため、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 適格機関投資家向けのオープン・エンド型投資法人の定義の新設  
(第 47 条の 2、第 47 条の 2 第 2 項)
- (2) 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定頻度に関する特例の新設  
(第 47 条の 3)
- (3) 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の追加発行及び払戻しの価格に関する規定の新設  
(第 48 条第 2 項)

3. 実施日

この改正は、平成 22 年 5 月 20 日より実施する。